2026 年 11 月 18 日　全 10 頁

COP17（生物多様性条約締約国会議）閉幕

2030 年に向けて求められる取組みの加速、ビジネスと金融への期待

金融調査部　　主席研究員　　太田 珠美

[要約]

- 2026 年 10 月 19 日からアルメニア・エレバンで開催された生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）が、2026 年 10 月 31 日に閉幕した。

- COP17 では昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の進捗を点検するグローバルレビューが初めて行われた。各国・地域での取組みは進んでいるが、現状のペースでは達成は難しい状況にあることが確認された。これを踏まえ今後４年間を取組みの加速期間と位置づけたエレバン・パスウェイが合意された。

- エレバン・パスウェイでは、自然に有害な補助金などへの対応、開発途上国に対する各種支援の拡充、国家予算や経済的意思決定を GBF と整合させることなどが盛り込まれた。

- 今回、筆者は現地を訪問する機会を得て、主にビジネスと金融に関するサイドイベントに参加した。企業は生物多様性や自然をビジネス基盤として捉えるようになっている。金融機関や投資家においては、企業の自然に関する取組みを投融資判断に組込む動きが進んでいる。一方、収益性や規模などの観点から金融機関や投資家が投融資できる案件をどのように作っていくかが今後の課題であることも浮き彫りになった。

株式会社大和総研 丸の内オフィス　〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研と大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

１．2030 年に向け取組みを加速するエレバン・パスウェイ合意

アルメニア・エレバンで 2026 年 10 月 19 日に開幕した生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）が 31 日に閉幕した。「自然のための行動（Taking action for nature)」をテーマとして開催された今回の最大の注目点は、COP15 で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の進捗状況を把握・分析するグローバルレビューの実施であった。GBF は「自然と共生する世界の実現」という 2050 年ビジョンを掲げ、具体的なゴールとして「生物多様性の保全」「生物多様性の持続可能な利用」「遺伝資源へのアクセスと利益配分」「実施手段の確保」の４つを示している。また、2030 年までに自然を回復の軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることをミッションと位置づけ、23 のターゲットを設けている（図表１）。

図表 1 昆明・モントリオール生物多様性枠組の全体像



（出所）環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組　ーネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標ー」（2023 年３月）p. ５

今回のグローバルレビューでは、各国・地域における具体的な取組みが進んでいるが、現状の進捗ペースでは 2030 年までのグローバルターゲットの達成は困難であり、取組みを加速させる必要があるという認識が共有された。各国・地域の目標が GBF を十分カバーできていない現状が明らかになり、各国・地域の目標に対する自己評価をみても、達成の軌道にあると評価した割合はすべてのターゲットにおいて半数に満たなかった（図表２、後者に関しては各国・地域の評価について「順調に進んでいると評価する割合が相対的に高い」とされるターゲットもあるが、すべて半数未満という水準の中での相対評価である）。

GBF 達成に向けた実施手段の不足も指摘された。国・地域別でみれば、ばらつきはあるものの公的資金、生物多様性に対しポジティブなインセンティブ、能力構築・開発、技術へのアクセス・技術移転、技術・科学協力に関しては一定の進展があった。一方で、世界全体としては

民間資金の動員・把握、生物多様性に資するインセンティブの拡大、および生物多様性に有害な補助金を含むインセンティブの削減について、進展は限定的である。政府横断的な取組み、政府以外の部門を含めた社会全体での取組み、意思決定を支えるデータと知見などに課題があることも挙げられている[1]。

図表 2 各国・地域の目標と GBF のカバー範囲、自己評価

ターゲット		締約国が設定した目標がどれだけGBFをカバーできているか ○：広い △：中程度 ▲：限定的	目標の進捗について締約国自身の評価 ○：順調に進んでいると評価する割合が相対的に高い ▲：順調に進んでいると評価する割合が相対的に低い －：どちらにも該当しない
生物多様性への脅威を減らす			
ターゲット１	空間計画の策定と効果的な管理	▲	○
ターゲット２	生態系の回復	△	○
ターゲット３	「30by30」/保護地域及びOECM	△	○
ターゲット４	種・遺伝子の保全、野生生物との共生	○	－
ターゲット５	生物の利用、採取取引きの適正化	○	－
ターゲット６	侵略的外来種対策	△	▲
ターゲット７	汚染防止、栄養塩類の流出・農薬リスクの半減	△	－
ターゲット８	気候変動対策(含、NbS/EbA)	○	○
人々のニーズを満たす			
ターゲット９	野生種の持続可能な管理	○	－
ターゲット１０	農林漁業の持続可能な管理	○	－
ターゲット１１	自然の恵みの回復、維持及び増大	○	－
ターゲット１２	都市の緑地親水空間の確保	△	▲
ターゲット１３	公正、衡平な遺伝資源の利益配分(ABS)	△	○
実施と主流化のためのツールと解決策			
ターゲット１４	生物多様性の主流化	▲	－
ターゲット１５	ビジネスの影響評価・開示	▲	▲
ターゲット１６	持続可能な消費	▲	▲
ターゲット１７	バイオセーフティ	△	－
ターゲット１８	有害補助金の特定・見直し	▲	▲
ターゲット１９	資金の動員	▲	▲
ターゲット２０	能力構築、科学・技術の移転及び協力	▲	○
ターゲット２１	情報・知識へのアクセス強化	△	○
ターゲット２２	女性、若者及び先住民の参画	▲	○
ターゲット２３	ジェンダー平等	▲	－

（注）OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域、NbS：自然を活用した解決策、EbA：生態系を活用した気候変動適応である。

（出所）Convention on Biological Diversity （CBD/COP/17/L.15）“Global review of collective progress in the implementation of the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework at the seventeenth meeting of the Conference of the Parties”（2026 年 10 月 29 日）より大和総研作成

[1] 生物多様性条約事務局“Global review of collective progress in the implementation of the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework at the seventeenth meeting of the Conference of the Parties” （2026 年 10 月 29 日）p. 3 （大和総研仮訳）

COP17 ではこうした結果を踏まえ、自然に悪影響を及ぼす補助金やインセンティブへの対処、開発途上国に対する資金的・科学的・技術的支援の拡充、国家予算や経済的意思決定を GBF と整合させること、そして実施・モニタリング・報告・レビューのメカニズムを強化することなどを含むエレバン・パスウェイが合意された[2]。COP19 で予定されている第２回のグローバルレビューに向け、指標、国別報告、情報の一貫性・相互運用性を改善すること、また 2030 年以降に向けた検討に着手することも決定した[3]。

COP17 の交渉では、それ以外にも多数の決定がなされた。合意に至らなかった議題に関しては COP18 に持ち越しとなった[4]。COP18 は 2028 年にエクアドルの首都キトで開催されることが決定した。

２．Whole-of-society approaches の取組み主体としての企業、金融機関

（１）各国間の交渉と並行して議論された企業や金融機関、投資家の貢献

今回のグローバルレビューでは、GBF の達成に向け、政府だけではなく地方政府や企業、金融機関、先住民、地域コミュニティも含めた社会全体で対応する必要があることも認識された。COP17 では条約に関する交渉と並行し、様々なイベントが開催され、企業、金融機関および投資家の取組みの加速についても多くの議論があった。

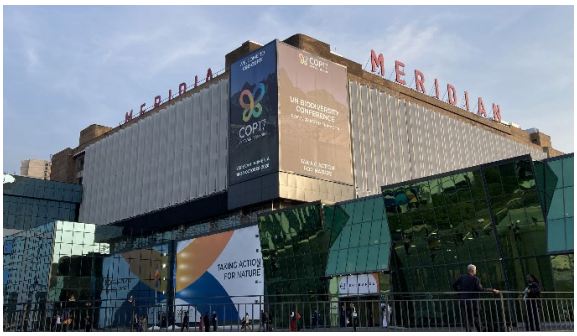
GBF での企業、金融機関および投資家に関係するターゲットとして、特にターゲット 15（ビジネスの影響評価・開示）、ターゲット 19（資金の動員）が挙げられる。各種イベントにおいても、GBF もしくは各国・地域の生物多様性国家戦略に対して企業・金融機関および投資家がどのような形で貢献するか、といった観点を中心にセッションが組まれた。

筆者は、10 月 25～27 日に現地に滞在し、ビジネスと生物多様性フォーラム、ファイナンスと生物多様性デイなど、複数のイベントに参加する機会を得た。筆者が参加したセッションでは、企業における自然関連の依存・影響評価の手法の進展、企業の経営戦略・行動計画に自然を組込む重要性、金融機関および投資家による投融資先の評価軸として移行計画を含む自然への取組みを注視している状況などが報告された。また、収益性などの観点から金融機関および投資家が投融資可能な案件をどのような形で作っていくかが今後の課題であることも浮き彫りになった。ここからは主要な内容について整理していきたい。

---

[2] 生物多様性条約事務局プレスリリース“UN Biodiversity Conference charts Yerevan Pathway to accelerate global action for nature”（2026 年 10 月 31 日）より（大和総研仮訳）。
[3] 環境省「生物多様性条約第 17 回締約国会議（CBD-COP17）、カルタヘナ議定書第 12 回締約国会合（CP-MOP12）及び名古屋議定書第６回締約国会合（NP-MOP6）の結果概要について」（2026 年 11 月２日）より。
[4] 詳細については脚注３を参照。

図表 3 メイン会場の Meridian Expo and Event Center（左）、プレナリーホール（右）





（注）写真の一部にぼかし加工をしている。
（出所）筆者撮影

（２）企業における自然関連の依存・影響評価の手法の進展

①自然の「状態」の測定

自然関連の依存・影響の評価に関しては、ビジネスと生物多様性フォーラムにおいて生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学ー政策プラットフォーム（IPBES）議長のデイビッド・オブラ氏から IPBES の「生物多様性及び自然の寄与に係るビジネスの影響と依存度に関する方法論に関する評価」[5]が、Nature Positive Initiative（NPI）の主宰者であるマルコ・ランベルティーニ氏から「自然の状態を測定する指標と方法論」（State of Nature Indicators and Metrics、大和総研仮訳）がそれぞれ紹介された。

NPI は環境団体や研究機関、ビジネス、金融機関などから組織されているイニシアティブである。COP17 の開催に先立ち、2026 年 10 月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）および Science Based Targets Network（SBTN）と連名でプレスリリースを公表し、TNFD と SBTN が双方のアプローチの整合性を高めるとともに、NPI が策定した「自然の状態を測定する指標と方法論」を双方の測定基盤として活用することを打ち出している[6]。今後の企業の情報開示や目標設定に影響するものと考えられる。

「自然の状態を測定する指標と方法論」は、自然の状態を測る中核指標について「Ecosystem Extent（生態系の面積）」「Ecosystem Condition（生態系の状態）」「Species Extinction Risk（種の絶滅リスク）」「Species Populations（種の個体群）」の４つに整理している。事業領域（自然の利用者が直接管理する領域）だけでなく、その周辺領域（事業活動に影響を及ぼし得る、あるいは事業活動から影響を受け得る領域）も対象としている。なお、中核指標は温室効

[5] IPBES “SUMMARY FOR POLICYMAKERS; The Methodological Assessment Report on THE IMPACT AND DEPANDENCE OF BUSINESS ON BIODIVERSITY AND NATURE’S CONTRIBUTIONS TO PEOPLE” Jones, M., Polasky, S., Rueda, X., Brooks, S., Carter Ingram, J., Egoh, B.N., von Hase, A., Kohsaka, R., Kulak, M., Leach, K., Loyola, R., Mandle, L., Rodriguez Osuna, V., Schaafsma, M. and Sonter, L.J. (eds.). IPBES secretariat (2026 年)
[6] TNFD、SBTN、NPI “TNFD, SBTN and Nature Positive Initiative release aligned guidance to strengthen corporate action on nature” (2026 年 10 月 13 日)

果ガス排出量のように、具体的に測定できる個別指標ではない。「何を測るか」という共通の考え方を示したもので、具体的な測定方法には一定の柔軟性を持たせている。今後のデータや測定技術の進展を踏まえて更新していくことが想定されている[7]。

複数の登壇者から、企業は既に自然をビジネスの基盤、事業の持続性に関係するものと位置づけ、様々な投資や取組みを行っているという認識が示された。加えて、そうした様々な投資や取組みに対し、本当に重要なのは実際に生じた効果であるとの指摘もあった。NPI が示す「自然の状態を測定する指標と方法論」はそうした問題意識に対応する有効な手段の１つといえるだろう。

②自然の「価値」の測定

経営判断において重要な要素の１つが、自然の価値の測定である。ビジネスと生物多様性フォーラムで挙げられた事例が森林である。森林には木材の供給、水源涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、炭素の吸収、人々の健康・レクリエーションなど多様な機能がある。こうした機能を維持するためには、適切な手入れが必要だが、それにはコストがかかる。森林の機能に依存して事業を行っている企業が、森林の維持にどの程度の投資をすることが適切か検討するにあたり、森林の機能の価値を明確にすることが望ましい。

自然の価値の測定に取組んでいるのが International Sustainable Forestry Coalition（ISFC）[8]である。2025 年７月、ISFC は Capitals Coalition[9]と連携し“Forestry Natural Capital Project”を立ち上げている。同プロジェクトは TNFD の支援も受けている。2025 年 11 月に、森林に関して最も重要かつ優先度の高い生態系サービスを特定した（図表４）[10]。現在、これらの項目に関して自然資本会計の策定作業が進んでいる。

図表 4 ISFC が特定した森林に関して優先度の高い生態系サービス

テーマ別分類	生態系サービス
木材供給	バイオマスの供給
炭素	地球規模の気候調整 ／ 地域（ミクロおよびマクロ）の気候調整
生物多様性	遺伝資源 ／ 生物的防除 ／ 育成個体群および生息地の維持
水量	水の供給 ／ 水流の調整 ／ 洪水の抑制 ／ 暴風雨の緩和 ／ 降雨パターンの調整
水質	土壌・堆積物の保持 ／ 水質浄化 ／ 土壌の質の調整
排出物・廃棄物・汚染	大気の浄化
文化的サービス	レクリエーション関連サービス ／ 精神的・芸術的・象徴的サービス

（出所）International Sustainable Forestry Coalition “Forests and the Future Bioeconomy Measuring the Contribution of Nature to Global Prosperity”（2025 年 11 月６日）p.18 より大和総研作成

[7] NPI “INITIAL MEASUREMENT GUIDANCE: STATE OF NATURE METRICS” （2026 年 10 月）
[8] 世界各国の林業に関係する企業により組織された団体で、森林および林産物の経済的、社会的、環境的価値を高めることを通じて、持続可能な森林マネジメントの役割を強化することを目指している。
[9] 自然資本、社会資本、人的資本、人工（生産された）資本について、目に見えない価値を可視化することを目指す国際的なコミュニティ。
[10] International Sustainable Forestry Coalition “Forestry Sector Defines Seven Priority Ecosystem Services and Issues Progress Report Ahead of COP30” （2025 年 11 月６日）

（３）経済・社会のインフラ、企業の経営基盤としての自然

自然は経済・社会において重要なインフラであり、企業にとっては経営基盤であるという認識も多くの登壇者から示された。企業からは、自然を自社のレジリエンス、資源安全保障、繁栄に関わるものと位置づけて取組んでいるという報告がなされた。また、金融機関や投資家側においても同様の認識が示され、投融資先企業が自然移行計画（2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、2050 年までに自然を回復させるという経済・社会の移行に対応するための企業の戦略と行動計画）を策定しているか、またそれを実行に移しているかを確認することが重要であるという指摘があった。

国としての危機感を明確に打ち出しているのが英国である。英国政府や研究機関を中心に企画されたサイドイベント[11]では、英国環境・食料・農村地域省が公表した“Global biodiversity loss, ecosystem collapse and national security”が取り上げられた。同報告書では、生物多様性の損失と生態系の崩壊は農作物の不作、自然災害の激甚化、感染症の流行から、国家内・国家間の紛争、政治的不安定、そして世界経済の繁栄の毀損にまで及ぶこと、希少性を増す天然資源をめぐって、国家や非国家主体間の競争が激化し、既存の紛争を激化させ、新たな紛争を引き起こし、世界の安全保障と繁栄を脅かすことになることを指摘している[12]。自然を環境問題にとどめず、政策の中核ともいえる国家の安全保障に位置づけており、生物多様性の主流化（生物多様性をあらゆる意思決定に組込むこと）の先進的な事例といえるだろう。

（４）金融機関、投資家の現状と課題

金融機関や投資家が投融資判断に自然に関するリスクを組込む、エンゲージメントを通じて投融資先に対応を促す、投融資先の移行計画を評価するなどの取組みを進めるにあたっては、投融資先企業の情報開示が不可欠である。その観点から、TNFD や国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）への期待の声も多く聞かれた。

TNFD は 2021 年に発足し、自然に関する情報開示の提言、各種ガイダンスの策定を行ってきた。前述のとおり 2026 年 10 月に NPI や SBTN と連携する旨のプレスリリースを公表しており、そのタイミングに合わせて「自然関連課題の特定と評価に関するガイダンス：LEAP アプローチ」の第２版を公表している。ISSB は 2026 年 10 月に公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第１号『自然関連開示』」を発表しており、これは TNFD を幅広く取り入れた内容となっている。

---

[11] 詳細は生物多様性条約事務局ウェブサイト“Business Action for Nature: Turning Science and Policy into Practice”を参照。

[12] 英国環境・食料・農村地域省“Global biodiversity loss, ecosystem collapse and national security”（2026 年１月 20 日、同年２月２日最終更新）p. 6 より（大和総研仮訳）

一方、自然に投資したいが、案件が不足しているといった声も多く聞かれた。自然に好影響をもたらすというだけで資金を呼び込むことは難しく、収益性や事業規模などの面で投融資可能な案件を増やすことが今後の課題として挙がった。投融資可能な案件の形成に向けては、ブレンデッド・ファイナンス（公的資金などを呼び水として、民間の投融資リスクを軽減することで民間資金を呼び込む仕組み）や保証などのほか、生物多様性クレジットの活用も提案された[13]。また、自然に関してプロジェクトの規模が大きくなりにくい場合、複数の案件をまとめることも一案という意見もあった。

自然に関しては開発銀行など公的な性質を持つ金融機関の取組みが先行している。複数の国際開発金融機関（MDBs）が連携して 2023 年に取りまとめた“MDB Common Principles for tracking nature-positive finance”では、自然に対してプラスの効果が期待されるファイナンスの考え方の大枠が示された。2025 年には第２版として“MDB Common Principles for Tracking Nature Finance”が公表された。

MDBs の原則では「自然の損失を食い止め、回復させるという『ネイチャーポジティブ』の目標に貢献し、かつ以下の活動グループのいずれか１つ以上を通じて『昆明・モントリオール生物多様性枠組』の実施を支援する金融」をネイチャーファイナンスと位置づけている。ここでの「以下の活動グループ」は下記４つである（大和総研仮訳）。

(a) 生物多様性または生態系サービスの回復および保全

(b) 生物多様性または生態系サービスの損失をもたらす直接的な要因の低減

(c) 様々な経済セクターにおける「自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）」の統合

(d) (a)から(c)を可能にする政策、ツール、またはその他のセクター別手段の設計および実施

第２版では GBF への貢献が期待されるセクターや横断的なテーマに関して、自然関連ファイナンスとみなされる活動を示したタクソノミーが新たに追加された（図表５）。

図表 5 MDBs の共通原則で GBF への貢献が期待されるセクターや、横断的なテーマとして挙げられるセクター

セクター	サブセクター
１．林業、農業、漁業・水産養殖	林業
	作物
	畜産
	漁業・水産養殖
２．鉱業・エネルギー	鉱業
	再生可能エネルギー（地熱、バイオマス、水力、太陽光、風力）

[13] 測定可能かつ根拠に基づく生物多様性のポジティブな成果を示す証明書であり、その成果は持続的かつ、追加的なものであるとされる。（Biodiversity Credit Alliance“Definition of a Biodiversity Credit” Issue Paper No. 3（2024 年５月） p. 7　大和総研仮訳）

３．運輸	港湾、水路、海運
	線状インフラ
４．廃棄物管理、水、衛生	廃棄物管理
	給水
	灌漑・排水
	衛生
５．産業、貿易、サービス	観光
	製造、貿易、小売
６．金融セクター	金融セクターの行動とメカニズム
７．分野横断的テーマ	再生可能な天然資源の資産管理
	都市開発と災害リスク管理
	グリーンビルディング

（出所）アフリカ開発銀行グループ、アジア開発銀行、アジアインフラ投資銀行、カリブ開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、米州開発銀行グループ、イスラム開発銀行、世界銀行グループ“MDB COMMON NATURE FINANCE TAXONOMY Version１”（2025 年 11 月）より大和総研作成

（５）自然にネガティブな補助金やインセンティブの転換

企業の取組みや金融機関および投資家の取組みを後押しする観点で多くの登壇者が指摘したのが自然に有害なインセンティブの削減と併せ、有益なインセンティブを拡大する必要性である。国連環境計画（UNEP）が 2026 年１月に公表した“State of Finance for Nature 2026：Nature in the Red: Powering the Trillion Dollar Nature Transition Economy”によれば、自然に直接的な害を及ぼす資金フローが 7.3 兆ドルに達した一方で、自然を活用した解決策（NbS）への資金フローはわずか 2,200 億ドルにとどまった（2023 年の推計値）。GBF のターゲット 18 には、補助金を含む生物多様性に有害なインセンティブを削減し、有益なインセンティブを広げることが掲げられている。ターゲット 18 の実現を通じて自然にネガティブな事業活動を行うことに経済合理性があるような状況から、自然に良い活動が企業にとっても利益になる状況への転換が実現すれば、企業の取組みが一層促され、金融機関や投資家の自然関連投融資も増えることが期待される。

経済協力開発機構（OECD）は 2025 年に“Scaling Up Biodiversity-Positive Incentives Delivering on Target 18 of the Global Biodiversity Framework”を公表している。生物多様性に有益な行動を促す経済的インセンティブの活用実態を整理し、その拡大に向けた課題をまとめたものである。補助金や税だけでなく、オフセットの活用など７項目を取り上げている（図表６）[14]。ターゲット 18 の達成に向け、今後こうした施策が各国で検討・導入されるよう

[14] 経済開発協力機構“Scaling Up Biodiversity-Positive Incentives: Delivering on Target 18 of the Global Biodiversity Framework”（2025 年９月 10 日）, pp.13-14

になる可能性があることは、企業や金融機関、投資家も意識しておくことが必要だろう。

図表 6 OECD が報告書で取り上げた生物多様性にプラスのインセンティブと定義

手段	報告書における定義
生物多様性にプラスの補助金	生物多様性に関して実証された特定の悪影響（好影響）をもたらす活動や物の利用を減らす（増やす）補助金
生態系サービスへの支払い	生態系サービスの利用者（地域コミュニティ、水力発電会社、飲料・食品会社など）と提供者（土地の所有者、管理者）との間で行われる任意の取引であり、域外へのサービスを生み出すための自然資源管理に関する合意されたルールを条件とする
生物多様性にプラスの税	生物多様性との関連が特に深いとみなされる対象（通常は天然資源の利用や汚染）に課される税
生物多様性にプラスの手数料	生物多様性との関連が特に深いとみなされる対象（通常は天然資源の利用や汚染）に課される支払い
生物多様性に関する取引可能な許可証	資源の利用量や汚染量の総量に絶対的な上限（キャップ）を設定し、取引可能な許可証を企業に割り当てる制度（いわゆるキャップ・アンド・トレード制度）
生物多様性オフセット	影響の回避と最小化という適切な措置を講じた後もなお残る、避けられない重大な生物多様性への損害を補填するための行動
生物多様性クレジット	定義の策定作業が進行中

（出所）経済協力開発機構 “Scaling Up Biodiversity-Positive Incentives Delivering on Target 18 of the Global Biodiversity Framework”（2025 年９月 10 日）Table1.1 より大和総研作成

３．おわりに

COP17 では GBF の採択後初となるグローバルレビューが行われ、各国・地域での取組みは進んでいるが、現状のペースでは 2030 年のグローバルターゲットの達成は難しい状況にあることが確認された。2028 年にエクアドル・キトで開催される COP18 に向け、締約国で取組みが一層加速することが予想される。

GBF の達成には、政府だけでなく企業や金融機関、投資家も含めた社会全体での取組みが欠かせない。自然は経済および社会のインフラであり、企業のビジネス基盤でもある。企業が自然関連の依存・影響を評価し、その結果を踏まえた機会とリスクを経営戦略などに反映すること、金融機関や投資家がそれらをエンゲージメントや投融資判断に活用することが重要になる。さらに、自然への資金を拡大するには、投融資可能な案件を増やしていくことが必要であり、自然に有害なインセンティブを削減し、有益なインセンティブを拡大するといった政策的な後押しが、そのきっかけとなり得る。